

和光市内循環ワゴン車等運行事業仕様書

1. 事業主体 和光市
2. 運行主体 運行事業者（以下「事業者」という。）
3. 運行方式 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動運送事業
（ただし、運行開始後一定の期間において、道路運送法第21条に基づく、実証運行とする。）
4. 運行期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日（5年間）
5. 運行日 年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日
※ただし、土日祝日の運行については第1便と最終便を運休とする
6. 運行時間 概ね午前7時から午後8時の間
7. 運行計画 和光市内循環バス運行見直し及び新たな移動手段の導入（別紙1）、市内循環バス運行ルート（別紙2）のとおり
※当該業務の対象となる路線は「ルート4」及び「ルート5」

□運行ルートの概要

	運行時間帯	運行便数	運行距離
ルート4	始発：7時台 終発：18時台	10便程度	12.6km
			8.8km
ルート5	始発：7時台 終発：18時台	10便程度	8.6km

※ルート4は2つの運行パターンが存在するため、運行距離についても、運行時間帯により異なる。

8. 業務内容
 - (1)運行業務・運行管理業務
 - (2)車両の維持管理、整備及び清掃
 - (3)利用者サービス
 - (4)日常の利用状況の把握、調査
 - (5)運賃等の収受、優待制度の対応、乗り継ぎ券の発行
 - (6)関係機関への許可申請等
 - (7)停留所の維持管理
 - (8)苦情、問い合わせ等の対応
 - (9)遺失物の取扱い
 - (10)その他、円滑な運行に必要な業務に関すること
9. 車両等 運行に使用する車両は、以下の条件を満たすものを運行開始日までに事業者が用意すること。

(1) 車両の仕様

- ①ワンボックス車両（ハイルーフ）（定員：１０名以上） ２台（予備車両含む）
- ②マイクロバス（定員：１５名以上） １台

※利用者の取り残しへの対応を考慮し、事業者は予備車両を用意すること。なお、予備車両の仕様については、上記①と同等以上とする。

(2) 車両付属設備等

- ①ドライブレコーダー（車内、車外（車両前後）を視認できる位置に設置すること。）
- ②自動開閉扉
- ③エアコン
- ④運賃収受箱
- ⑤行先表示（利用者が乗車する際に行き先の確認が可能な位置に設置すること。）
- ⑥降車信号装置（降車ブザー等）
- ⑦車内アナウンス装置
- ⑧スタッドレスタイヤ（冬季の運行に際して用意すること）

(3) その他

- ①本業務に使用する車両は自動車任意保険に加入することとし、加入手続き及び保険料の支払いは事業者が行うこと。なお、任意保険の補償については、下記の要件を満たすものであること。

※任意保険の補償範囲 対人：無制限 対物：無制限

- ②使用する車両は車検や日常的な点検により良好な状態を保つこと。また、清掃により清潔な状態を保つこと。
- ③車両の保管スペースは事業者により用意すること。
- ④運用する車両の交通バリアフリー法に基づく装備等について、実証運行期間の終了までに、基準を満たした仕様とすること。また、当該対応が困難である場合は、適切な申請等により適用除外の認定を受けること。

※実証運行期間の考え方について

道路運送法第２１条に基づく実証運行期間については原則１年間とする。ただし、継続して実証が必要であると、和光市地域公共交通会議において認められた場合、最大３年間の範囲内で延長される場合がある。

- ⑤提案書の提出日において、上記に記載する車両及び車両付属設備を有していない事業者については、提案書の提出に併せて、該当する車両の車検証の写し及び車両設備の写真を提出すること。
- ⑥提案書の提出日において、上記に記載する車両及び車両付属設備を有していない事業者については、提案書の提出に併せて誓約書（様式８）を提出すること。

10. 運賃・優待制度

乗務員は乗車 1 回につき下記の運賃を利用者から徴収すること。なお、事業者は両替用の準備金についても用意すること。

(1) 運賃

- ①大人（中学生以上） 180 円
- ②小人（小学生以下） 90 円
- ③未就学児 無料

(2) 優待制度

優待制度の対象者については、優待券または障害者手帳等の提示により、その利用者に対して、それぞれ定められた減免を行う。なお、優待券が提示された場合には、本人確認及び有効期限の確認等を行うこと。

- ①70 歳以上の市民 100 円
- ②妊産婦等(有効期限：母子健康手帳の発行日から 2 年間) 100 円
※出産後においては父親等の利用も可。ただし、一度の利用につき、減免の対象となるのは 1 名まで。また、大人 1 名での利用時は対象外とする。
- ③次のア) からウ) に示す手帳を保有する者 無料（同行の介助者は 1 名まで半額）
 - ア) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 4 項の規定に基づく身体障害者手帳
 - イ) 都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）が発行する知的障害者の療育手帳
 - ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 条）第 45 条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳

(3) 高齢者向けフリーパス制度

運行開始後 1 年程度の利用状況を踏まえ、高齢者向けフリーパス制度の導入検討を行う。当該制度が導入された場合には、利用者の本人確認や許可期間等の確認を行い、適切な優待の対応を行うこと。

※高齢者向けフリーパス制度とは

市内循環バスを頻繁に利用する高齢者向けに発行する 1 年または半年といった一定の期間を設定した市内循環バスの乗車証。

11. 許可申請事務

事業者は、運行に必要な許可申請に係る一切の事務を行うものとし、その申請に伴う費用については事業者の負担とする。

12. 停留所

- (1) 停留所標識は、市が設置する。
- (2) 事業者は停留所標識の管理（軽微な修繕や清掃等）を行うこと。
- (3) 事業者は日常の運行に併せて各停留所標識の安全点検を行うこと。破損や不具合が認められた場合には、速やかに市に報告をすること。

13. 乗務員

- (1)乗務員は心身ともに健康な者とし、急病等による運行の遅滞等が発生しないよう予備乗務員についても定めること。
- (2)法令を遵守し交通安全に万全を期すこと。また、事業者は乗務員に対して必要な講習等を行うこと。
- (3)事業者は乗務員の健康管理、休暇及び休息等の管理を徹底すること。
- (4)乗務員は利用者に対しての挨拶や言葉遣い等に注意し、サービスの向上に務めること。
- (5)乗務員は車椅子使用者の利用時には、全ての停留所において安全を確認し適切なサポートを行うこと。また、利用者からの要請があった場合には、全ての停留所において安全を確保し、法令に反しない範囲でシルバーカートやベビーカー等の上げ下ろしについてサポートを行うこと。
- (6)乗務員は高齢者や障害者をはじめとした利用者に対して、乗降時等状況に応じて配慮を行うこと。
- (7)円滑な運行のため、乗務員は無線等により運行管理者や営業所等と密に連絡を取ること。また、運行事業者は必要な連絡手段を確保すること。
- (8)乗務員は定時性の確保に務めることとし、早発やルートの変更、短縮等は禁止する。
- (9)乗務員は業務に従事している間は常に身分証明書を携帯し、名札を掲示すること。
- (10)危険物の持ち込み、不正乗車その他法令等に違反する利用の恐れがある場合は適切に対処すること。
- (11)乗務員は和光市の循環バスを運行していることを自覚し、市民との信頼関係を築けるよう務めること。

14. 休憩・車両待機場所

事業者において確保すること。ただし、和光市役所内の駐車場及び休憩所については利用を認める。なお、詳細な条件等については市との協議による。

15. 運行の報告

事業者は、毎月10日までに、前月の利用状況（各ルート、各便の月毎の利用状況、1日毎の利用状況）、運賃収入等の情報を電子データ（Excel等）により市に報告すること。

運転日報（乗務記録）については毎月の提出は求めないが、事業者で補完し、市から依頼があった場合には速やかに提出すること。また、運賃収入の報告に際しては、収入状況を客観的に把握することができるデータ等を用意すること。

16. 法令の遵守

- (1)事業者は道路運送法、道路交通法その他の関係法令等を遵守し、安全運行に務めること。
- (2)乗務員の賃金、労働時間等は関係法令を遵守し、また、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間などの改善のための基準（改善基準告示）」に基づき、必要人員を確保して運行に支障が及ばないよう配慮すること。

17. 苦情の対応

- (1)事業者は苦情や意見等を受けるための連絡窓口や体制を設けるとともに、運行時間内については、常に対応可能な体制を整えること。
- (2)利用者からの苦情、意見等に対しては誠意をもって対応すること。
- (3)利用者からの苦情、意見等については、その内容、対応または経過措置等について市に報告をすること。

18. 事故等の責任

- (1)事業者は緊急事故等における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にし、市に報告すること。
- (2)天災、交通事故、その他やむを得ない理由により通常の運行に支障が生じる恐れがあるときは、事業者は直ちに市に報告すること。
- (3)本業務における事故等に係る一切の責務、損害等に対する賠償は、事業者が負うこと。
- (4)運行中に事故が発生した場合は、乗務員は乗客の安全確保を最優先した事故対応をし、速やかに市に報告すること。また、これにより運行の継続が困難となった場合、予備車両や交代の乗務員により、運行に支障が生じないように務めること。
- (5)事故等が発生した場合は、その事故の概要及び再発防止策を書面にまとめ、市に報告すること。また、当該事故の処理が完結するまでは、逐一、市へ報告すること。

19. 遺失物

遺失物の取扱いは、事業者が責任をもって行うこと。

20. 筆談具

車内に筆談具を常備し、その旨を表示すること。

21. その他

- (1)事業者は積極的なPRを行うとともに、利用促進に向けた取組に協力すること。
- (2)市が市内循環ワゴン車等の利用状況調査やアンケート等を実施する際には、事業者は積極的に協力すること。
- (3)道路工事等によるコース変更等の対応は事業者で行うものとし、コース変更等の情報は速やかに利用者に提供すること。
- (4)本業務の履行に関して知り得た情報等については和光市個人情報保護条例（平成12年和光市条例第49号）に準拠して取り扱うとともに、他に利用、開示してはならない。
- (5)上記の他、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、市と事業者が協議の上、決定する。